

## 高等学校等就学支援金および奨学のための給付金について

### 1. 制度について

#### 〈高等学校等就学支援金〉

家庭の教育費負担軽減を図るため、高等学校に通う生徒に対し授業料に充てる費用を支給する国の支援制度です。※返還不要

#### 〈奨学のための給付金〉

家庭の教育費負担軽減を図るため、高等学校に通う生徒に対し授業料以外の教育費に充てる給付金を支給する各都道府県の制度です。※返済不要

### 2. 支給について

- ・高等学校等就学支援金は、保護者の所得に関わらず全生徒に支給されます。(※1、2)
- ・奨学のための給付金は、親権者全員の所得や課税の状況に応じて支給額が決定します。支給額の詳細は以下のとおりです。

#### 1) 奨学のための給付金の支給額算出のための計算式

**市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額**

※親権者全員分を合算します。

#### 2) 支給額

区分	算出金額 (上記計算式による)	世帯収入目安(※3)	授業料金額	就学支援金 支給額(国)	奨学のための給付金 支給額(県)
①	-	生活保護受給世帯	457,000 円/年	457,000 円/年	52,600 円/年
②	0 円以上 100 円未満	年収 0~270 万円	457,000 円/年	457,000 円/年	152,000 円/年
③	100 円以上 105,500 円未満	年収 270~380 万円	457,000 円/年	457,000 円/年	50,670 円/年
④	105,500円以上 182,500 円未満	年収 380~490 万円	457,000 円/年	457,000 円/年	38,000 円/年
⑤	182,500 円以上	年収 490 万円以上 (※4)	457,000 円/年	457,000 円/年	0 円/年

※1 就学支援金の支給により授業料は相殺され、実質負担額は0円となる予定です。また、各制度は申請を行わなければ受給できませんのでご注意ください。

※2 生徒が日本国籍ではない場合は、支給対象となるための条件があります。該当の方には個別にご連絡いたします。

※3 記載の世帯年収はあくまでも目安です。(各世帯により親権者の扶養親族人数やその他控除額等が異なるため)正しくは必ず上記計算式で算出した金額で判断するようにしてください。

※4 該当区分⑤(給付金対象外)である場合、一部書類の提出は不要ですが、未提出による受給漏れ等については自己責任となります。

**裏面もご確認ください。**

### 3. 特待生について(学業特待生・技能特待生・修学奨励生)

本校の特待生制度の授業料に関する特典は、次のとおりです。

奨学金として授業料年間 457,000 円を上限に、授業料から就学支援金を引いた金額を支給  
※入学検査要項参照

このことから、特待生等も高等学校等就学支援金の申請手続きが必須となっておりますので、ご注意ください。

### 4. 授業料等との相殺について

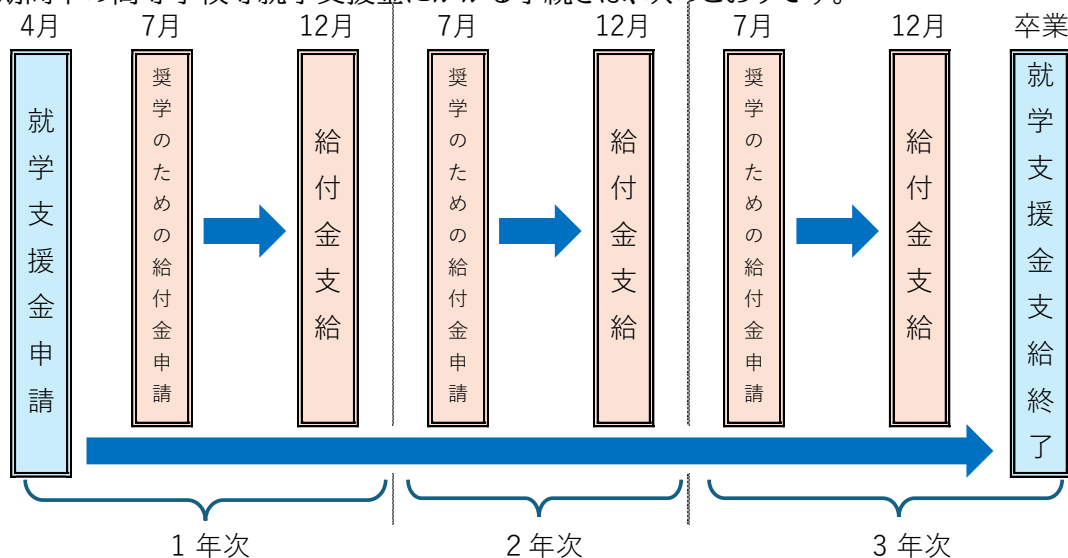
- ◆ 国からの就学支援金は、学校法人に支給されます。生徒や保護者等が直接受け取るものではありません。学校はあらかじめ授業料と支援金を相殺し、その他の学納金等を学納金登録口座より引落しいたします。 ※毎月末に引落しされる学納金は、各諸経費が含まれています。
- ◆ 青森県からの奨学のための給付金は、原則として学校が代理受領し、授業料以外の教育にかかる費用と相殺いたします。(県外にお住まいの方は、各県からの口座振込となります。)

### 5. お願い

- ① 毎年7月頃に奨学のための給付金申請と課税証明書の提出をお願いします。万が一、税の申告を行っていない場合、この申請ができず対象であっても給付金を受け取ることができなくなってしまいます。税の申告等は必ず国で定められた期限内に済ませるようにご協力お願いいたします。
- ② 扶養にかかる申請の間違いが度々見受けられます。納税額に影響することもありますので、課税証明書に記載の扶養人数をよくご確認願います。

### 6. 在学期間中の手続きについて

在学期間中の高等学校等就学支援金にかかる手続きは、次のとおりです。



- 保護者が青森県に在住している  
→ 学校で申請をとりまとめます。申請時期になりましたら、書類提出のご案内をいたします。
- 保護者が青森県外に在住している  
→ お住まいの都道府県に各自で申請をしてください。  
(学校に案内が届いたものは、随時お知らせいたします。)